

昇降機設備工事 特記仕様書

課長	係長	担当

【注記】各項目において、選択事項がある場合は、●印（●印のない場合は※印）を付けたものを適用する。

1 工事概要

- (1) 工事名称
- (2) 建築概要
- | | | | | | | |
|------|---|---|---------------------|----------------|-----|-----|
| ※構造 | 造 | 階 | 階建 | m ² | ○免震 | ○制震 |
| | 造 | 階 | 階建 | m ² | | |
| 延床面積 | | | m ² ・建物高 | m | | |
- (3) 概要

2 総則

- (1) 設計図書の適用
- 本工事は以下の設計図書を適用する。なお内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。
- ア 質疑回答書（追記事項を含む）
- イ 設計書
- ウ 特記仕様書
- エ 図面
- オ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び同公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び同公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)及び同（電気設備工事編）令和4年版
- 昇降機技術基準の解説 2016年版（追補 2024年版）
- 建設省住宅局建築指導課監修 昇降機・遊戯施設 設計・施工上の指導指針 1994年版
- (2) 参考図書
- 施工にあたり、以下の図書を参考にして適切な自主管理に努める。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針 令和4年版
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 一般社団法人公共建築協会編集 電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版
- (3) 施工業者について
- 本工事及び本工事に電気設備工事、機械設備工事、建築工事を含む場合の施工業者は原則として、神戸市行財政局契約監理課入札参加業者より選ぶものとする。
- (4) 官公署等への手続
- 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への諸手続は遅滞なく行う。これらの手続きに要する費用は、受注者の負担とする。
- (5) 提出書類
- ア. 神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類、設計図書に記載されている提出書類、その他監督員の指示あるものについては、書類を作成し遅滞無く提出する。
- イ. 設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（変更箇所を朱記した施工図等）を作成し監督員に提出する。
- (6) 工事実績情報の登録
- 工事請負金額が5 0 0 万円以上の場合は、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター(JACIC) に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提示する。
- 余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
- 工期の変更、配置技術者の変更、請負金額の変更（変更により請負金額が4,500万円または1億円を超える場合）のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと(余裕期間制度活用工事の場合、現場代理人及び監理技術者等の配置時（工期の始期日の前日までに）に、必要に応じて変更登録をする）。
- (7) 施工体制台帳及び施工体系図
- ア 下請負契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築技術管理委員会事務局）」を参照し、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出する。（作業員名簿は国土交通省ホームページで掲載されている作成例を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類(注)のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示する。
- (注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況をいう

- イ 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則記載の対象とする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要とする。
- (8) 中間技術検査
- ア 中間技術検査の要否は、以下による。
- イ 中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号のとおりとする。
- (ア) 建て方完了時又は躯体完了時
- (イ) その他工事担当課長の判断により有効と思われる時期
- ウ 中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は年1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）
- エ 中間技術検査の対象工事は、次による。
- ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事
- ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事
- (低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事)
- 次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事
- ・契約約款第3 7条（部分引渡し）の適用に伴う検査（指定部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合
 - ・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合
 - ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合
- (9) 建設副産物の発生抑制、適正処理及び再利用の促進等
- ア 解体材、工事発生材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。
- イ 建設副産物の発生抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）」で定める対象建設工事については、「再生資源利用〔促進〕計画書」を着工する概ね10日前までに、又「再生資源利用〔促進〕実施書」を工事完了後速やかに、建設副産物等の情報登録システム（コブリス・プラス）にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。
- ・建設副産物等の情報登録システム（コブリス・プラス）
<https://fkplus.jacic.or.jp/>
- ウ 国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力について
- 特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。
- 問い合わせ先（環境局環境保全課）
https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html
- エ 建設副産物実態調査（センサス）について
- 国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査(センサス)の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。（対象工事：最終請負金額が100万円以上の工事）
- オ 建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。
- なお、費用はすべて受注者の負担とする。産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はE票を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。
- ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- カ 建設資材廃棄物の引渡完了報告（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第18条の11）について
- 建設リサイクル法対象工事のうち、建築物の解体工事及び建築物以外の工作物等の解体を含む工事の請負人は、すべての建設資材廃棄物について産業廃棄物処分業者への引き渡しが終わしてから（最後の廃棄物を引き渡してから）15日以内に（期限内に報告が難しい場合は、マニフェストが返送され次第、速やかに）、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。
- 必要添付書類「電子マニフェスト受渡確認票と一覧表」「搬出車両記録表」「再生資源利用（促進）実施書」詳細は下記ホームページ参照
- 問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課）
<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html>
- 手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム））
<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/3d75082d-ac07-4269-95b3-8b8e35b98337/start>
- キ コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、以下の神戸市ホームページ掲載の施設又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る）とし、決定にあたっては、監督員の承諾を得る。
- <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html>
- ク 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に従い、技術上困難な場合を除き、切断等以外の方法により作業を行うこと。特にけい酸カルシウム板1種を切断する場合にあっては、石綿則に従い隔離等の措置を講じること。その他作業に伴う湿潤化にあたっては、高圧水洗浄機は原則として使用しないこと。

- ケ 廃石綿等の搬出先施設は、下表の施設又は廃掃法で許可を受けている業者の施設とする。
- なお、搬出先の決定にあたっては監督員の承諾を得る。
- | 区分 | 施設名 | 所在地 | 電話 |
|-----------------------|-------------|-------------------------|--------------|
| 最終処分施設
(管理型) | 三重中央開発(株) | 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地 | 0595-20-1119 |
| | (株)ヤマゼン | 三重県伊賀市治田字枵ノ木 2441 の 1 | 0595-20-2131 |
| | (株)南都興産 | 奈良県御所市大字蛇穴 406 番地の 1 | 0745-65-2017 |
| | (株)京都環境保全公社 | 京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石 2-1 | 0771-88-0431 |
| | (株)環境保全センター | 神戸市西区神出町東字座頭谷 1216-4 | 078-965-0630 |
| | 神戸エコシステム(株) | 神戸市西区神出町田井字南山 1319-2-11 | 078-965-2107 |
| 中間処理施設 | (株)クリーンステージ | 大阪府和泉市テクノステージ 2 丁目 3-30 | 0725-51-3933 |
| ※中間処理施設は、焼却（溶融）処理とする。 | | | |
- (1 0) 公共事業労務費調査に対する協力
- 本工事が、本市が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。
- (1 1) 工事特性、創意工夫、社会性等について
- 工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
- (1 2) 監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて
- 建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間及び工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い、打合せ記録等の書面により明確になっている場合、監理技術者等の専任を要しない。ただし、当該工場製作過程においては、同一工場内で他の同種工事に係る製品と一元的な管理体制のもとで製作を行っていることを前提とし、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理するものとする。
- (1 3) 市内産品の利用促進について
- 本工事の施工に必要な各種材料や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。
- (1 4) その他
- 本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項についても、技術上、施工上当然必要なことは監督員と協議の上施工する。
- (1 5) 損害保険等
- ※損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。
- 主体工事による。
- ア 保険種目
- 建築工事(基礎工事を含む)及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険(又は組立保険)」
- 第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」
- イ 保険契約者
- 元請負人
- ウ 被保険者
- 発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）
- エ 保険期間
- 工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。
- オ 保険金額又は填補限度額
- 建設工事保険（又は組立保険）は、請負金額全額（解体撤去工事を除く）
- 請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1 名 1 億円以上かつ 1 事故（※ 5 億円以上・○ 円以上） 対物賠償保険金額は 1 事故（※ 1 億円以上・○ 円以上）
- カ 特約条項の付帯
- 建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」
- 請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
- (1 6) 承諾図
- 承諾図（表紙に工事名・受注者名を明記）を作成し、監督員に速やかに提出する。
- (1 7) 完成図書及び工事写真
- ア. 適用図書等
- 神戸市 HP（下記 URL）並びに下記適用図書による。
- <https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>
- 完成図書
- 神戸市建築設備工事完成図書電子納品要領〔建築設備工事版〕： 神戸市 HP
 - 神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン： 神戸市 HP
- 工事写真
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真要領による 工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）令和 5 年版
 - 小黑板情報電子化： 神戸市 HP

- イ. 提出様式、部数
- 電子データ
- データ形式（詳細は上記適用図書による）
 - ①完成図：C A D（オリジナルデータ及びD X F）形式、P D F 形式
 - ②保全に関する資料：P D F 形式
 - ③建築基準法令に基づく計画通知書、各報告書等：P D F 形式
 - ④工事写真：P D F 形式
 - ⑤その他：オリジナルデータ形式
 - 保存媒体：C D－R または D V D－R
 - 提出様式：※完成図書（下記）に媒体を綴込 ○ A 4 版紙製ファイルに媒体を綴込 部
- 完成図
- 様式／部数：○原寸（見開き）製本 部 ○縮小（A 3 見開き）製本 部 ○主体工事に準ずる
 - 表紙、背表紙：完成図書に準ずる。
 - 工事完成時における設備の最終状態を正確かつ明瞭に記載する。
 - 以下を標準の構成とするが、詳細は監督員との協議による。
 - ①各設備系統図 ②配置図 ③各階平面図及び凡例 ④各部詳細図 ⑤盤類の単線結線図 ⑥機器姿図等 ⑦その他
- 完成図書
- 対象：下記一覧表による
 - 様式／部数：A 4 版（○黒表紙金文字バインダー ○パイプ式ファイル ○紙製ファイル）／
 - ※ 1 部 ○ 部 ○主体工事に準ずる
 - 表紙：「年度、工事名、完成図書、工期、請負人名」を明記。
 - 背表紙：「年度、工事名、完成図書、請負人名」を明記。
 - 厚さが 10cm を超える場合は監督員と協議の上で分冊とし、表紙及び背表紙に No.○／○を記入する。
- ウ. 完成図書を構成する書類一覧表
- | 項目 | 提出書類 | | 紙媒体 | |
|--------------------|------|------------------------------------|-----|--------|
| 完成図 | | 完成図面 | ※ | 2 つ折製本 |
| 完成図書
(保全に関する資料) | ① | 機器完成図 | ○ | 紙製図書 |
| | ② | 機器性能試験成績書 | ○ | |
| | ③ | 現地試験成績表、試運転・各種測定データ記録 | ○ | |
| | ④ | 取扱説明書及び保守に関する説明書 | ○ | |
| | ⑤ | 機器台帳（高圧機器含む） | ○ | |
| | ⑥ | 初期設定状況説明書 | ○ | |
| | ⑦ | 設計条件資料 | ○ | |
| | ⑧ | 関係官公署届出書控、検査証 | ○ | |
| | ⑨ | 物品引渡書、主要機器一覧表 | ○ | |
| | ⑩ | 緊急連絡先一覧 | ○ | |
| | ⑪ | その他保守上必要な書類
(アスベスト調査結果、PCB 含有等) | ○ | |
- (1 8) 工事情報共有システム
- 使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。（LGWAN 環境で利用できるものを選定すること。）
- (1 9) 電子検査と機材の準備
- 完成検査等の技術検査においては、神戸市建築設備工事電子検査実施要領に基づく電子検査とする。また、留意すべき事項として「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」を参照すること。
- 「神戸市電子検査実施要領（建築設備工事編）」
- 「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」
- （神戸市ホームページ参照 <https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>）
- (2 0) 工事の一時中止に係る事項
- ア 神戸市工事請負契約約款第 2 0 条の規定により工事の一時中止通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下、「基本計画」という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本的事項を明らかにする。
- イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
- (2 1) 施工条件
- ア 行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、設計図書に定めのある場合、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。

- イ 年末年始、夏期休暇等により長期間現場の作業を休止する場合は、事前に長期休暇の現場監理及び連絡先についての書面を作成し、監督員に提出する。
- (2 2) 週休 2 日制工事
週休 2 日制工事の詳細については「神戸市週休 2 日制工事実施要領」による。
神戸市ホームページ参照
<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html>
ア 本工事は週休 2 日制工事として次により指定する。
※発注者指定方式(※月単位の週休 2 日制 ○通期の週休 2 日制)
○受注者希望方式(月単位又は通期の週休 2 日制)
○主体工事による
イ 公共工事における週休 2 日の実現の更なる推進のため、「毎月第 2・第 4 土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第 2・第 4 土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。
また、毎月第 2・第 4 土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズは A 3 ラミネート加工程度とする。
<https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kensetugenbaisseiheisa.html>
ウ 建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休 2 日(毎週土日閉所)に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズは A 3 ラミネート加工程度とする。
<https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite>
- (2 3) 余裕期間制度
余裕期間制度とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。適用する場合の方式(発注者指定方式・任意着手方式・フレックス方式)は設計書による。
余裕期間内(フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日迄は余裕期間内)は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材搬入、仮設物設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
契約締結後、工期の始期日の変更の必要が生じた場合は、監督員と協議の上、契約変更(工期変更)を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。
フレックス方式の場合、契約締結後に工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。
受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (2 4) 現場代理人の兼務について(下請工事の場合対象外)
本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第 2 条に定める工事に該当する場合
※兼務可 ○不可(理由：)
- (2 5) 主任技術者及び監理技術者の配置について
ア 本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の要件に該当する場合
※専任特例 1 号及び専任特例 2 号の適用可 ○専任特例 1 号のみ適用可
○専任特例 2 号のみ適用可 ○不可(理由：)
「専任特例 1 号」「専任特例 2 号」の要件は、下記イによる。
イ 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書第一号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の配置を行う場合(以下「専任特例 1 号」という。)は以下の(1)～(8)の要件を、また、第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合(以下「専任特例 2 号」という。)は以下の(9)～(16)の要件を全て満たさなければならない。
なお、「専任特例 1 号」と「専任特例 2 号」の併用はできない。
「専任特例 1 号」
(1) 各工事の請負金額が 1 億円未満であること。
(2) 工事現場間の距離が、同一監理技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね片道 2 時間以内であること。
(3) 下請け次数は当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて 3 次以内であること。
(4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を当該工事現場に配置すること。
(5) 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
(6) 人員の配置の計画書を作成し現場に備え置き(電磁的記録媒体による措置も可)、帳簿の保存期間と同じ期間当該工事の帳簿を保管する営業所で保存すること。
(7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
(8) 兼務する工事の数が 2 を超えないこと。
「専任特例 2 号」
(9) 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
(10) 監理技術者補佐は、請負った建設工事の種類にかかる 1 級施工管理技士補又は 1 級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (1 1) 監理技術者補佐は請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。
(1 2) 同一の専任特例 2 号の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
(1 3) 専任特例 2 号の監理技術者が兼務できる工事は神戸市内の工事でなければならない。
(1 4) 専任特例 2 号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(1 5) 専任特例 2 号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(1 6) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
ウ 「専任特例 1 号」又は「専任特例 2 号」の技術者を配置する場合、イ(1)～(16)の事項について確認できる書類を提出すること。

イ の事項	提出書類の例
(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kenchikugikan/koukyoukennchikukouji/ikkatu.html)
(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類(1 級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)
(1 1)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
(1 2)、(1 3)	専任特例 2 号の監理技術者が兼務する工事の C O R I N S の写し等
(1 4)～(1 6)	業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)

- エ 本工事において、「専任特例 2 号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(C O R I N S)への登録を行うこと。
- (2 6) 関連工事との取合
工事施工に際し、各機器の割振、建築、機械、電気、ガス、その他関連工事との取合い等について、関連工事等の関係者と調整の上、原則として事前に監督員に施工計画書、施工図面及び実施工程表を提出の上承諾を得ること。
- (2 7) 工事の安全管理
ア 安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。
イ 工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に協力しなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。
ウ 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建築工事等編)(告示第 496 号令和元年 9 月 2 日)及び建築工事安全施工技術指針(国営整第 216 号平成 27 年 1 月 20 日)を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

3 工事共通事項

- (1) 寸法
機器類の参考姿図に示す寸法は参考値とする。ただし、図面特記がある場合はそれに従う。
- (2) 担保検査時の報告書
担保検査前に本工事関係部分の自主検査を行い、その報告書を提出する。
- (3) 改修工事等の留意事項
ア 本工事施工に際し、事前に既設関連設備の現況及び機能を十分に調査、確認する。
イ 監督員及び施設管理者と事前に十分打合せを行い、当該施設の運営に支障なきよう施工する。
ウ 本工事により既設設備の機能停止を発生させる場合には、監督員及び当該施設管理者と打合せの上で、必要な仮設工事を行う。
エ 施工後速やかに、各設備ごとに当該施設の機能障害の発生有無を確認する。
オ 上記を踏まえた上で施工計画書を作成し、現場着手前に監督員の承諾を得た上で着手する。
- (4) 仮設工事
ア 電気事業法に定める自家用施設に係る工事について、仮設臨時電力・電灯の引込、又は当該施設より電力を使用する場合は、仮設工事の要領図を監督員に届け、当該施設の電気主任技術者の承諾を得ること。
なお主体工事の工事仮設を請け負う場合も同様とする。
イ 工事標示板の仕上げは、工事名、工期、発注者、施工者、連絡先その他必要事項を簡明に示した表示板(9 0 0 × 6 0 0 m m を標準)とする。ただし、現場の状況により監督員の指示があった場合には、大きさ・記載内容について変更する。
ウ 請負人詰所、工作上屋、材料置場及び便所などの仮設物を設ける場合は、設置位置その他について監督員の承諾を受ける。
エ 電力(基本料金共)、水道、ガスなどを必要とする場合は、受注者がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡日まで受注者の負担とする。また、引渡日までに行う機器の試運転等にかかる費用も同様とする。
オ 足場(仮設ゴンドラ、移動式足場を除く)を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日、厚生労働省基発第 1226 号 令和 5 年 12 月 26 日改正)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。

6 工事施工区分表					
※下表を適用する。 ○別途工事区分表による。 （A：建築工事、E：電気工事、M：機械工事、E V：本工事）					
項目		A	E	M	E V
昇 降 路 関 係	昇降路の建造工事（必要な穴あけを含む）及びその仕上げ工事	●			
	各階出入口まわり壁の穴あけ工事（出入口、乗場操作盤・表示灯、非常口共）	●			
	各階出入口周囲及び枠周囲のモルタル詰め工事（非常口共）	●			
	乗場関係機器取付後における出入口周辺壁及び床の仕上げ工事	●			
	出入口部敷居の持ち出し工事	●			
	鉄骨構造階における出入口機器と壁間の耐火処理工事	●			
	鉄骨構造階における各階のファスナー設置工事及び乗場部品取付用下地鋼材の設置工事又はインサート打ち込み工事	●			
	鉄骨構造階における構造材の耐火処理工事	●			
	ピット点検用タラップの設置工事				●
	ピット防水工事	●			
	並設された昇降機において最下階が異なる場合のピット間仕切り工事	●			
	各階出入口三方枠及び不停止階非常口の設置工事				●
	昇降路防音工事	●			
	中間ビーム等昇降路内の鋼材設置工事（鉄骨構造階を除く）				●
機 械 室 関 係	【機械室有りの場合】				
	機械室の建造工事及び出入口の設置工事	●			
	機械室の穴あけ工事	●			
	機械台受梁の設置工事	●			
	機械室天井のトロリービーム又はフックの設置工事	●			
	機械室床配管後のシンダーコンクリート打設工事及び防塵仕上げ工事	●			
	機器類搬入口及びその復旧工事	●			
	機械室防音工事	●			
	機械室採光の設置工事	●			
	機械室換気用ガラの設置工事	●			
設 備 関 係	監視盤設置工事				●
	監視盤電源用配管配線工事		●		
	防災センター等へのインターホン機器納入				●
	インターホン及びブザーの設置工事				●
	昇降路及び機械室の外部におけるインターホン、火災信号等の配管配線工事		●		
	機械室内（機械室有りの場合）及びピット内における点検用コンセントの設置工事		●		
	【機械室有りの場合】				
	機械室の換気扇又は空調設備工事		●	●	
	機械室における換気扇用サーモスイッチの設置工事		●		
	機械室の照明設備工事		●		
	機械室受電盤一次側端子までの配管配線工事		●		
	【機械室無しの場合】				
	乗場付近に設置する接続盤 1 次側端子までの電源、インターホン、放送、火災信号等の配管配線工事及び接続盤を含む昇降路内へ至る配管工事		●		
	乗場付近に設置する接続盤 2 次側端子から昇降路内の昇降機制御盤を経た以降の電源、インターホン、放送、火災信号等の配管配線工事（接地工事共）				●

7 昇降機設備仕様一覧表 ※下表を適用する。 ○別途設計図面による

基 本 仕 様	号機 N o. ,	N o. ,	号機	N o. ,	号機
	用途	用		用	
	方式	※ロープ式 ○油圧式		※ロープ式 ○油圧式	
	種別	○一般 ○普及型○非常用		○一般 ○普及型○非常用	
	構造	機械室 ※なし ○あり		機械室 ※なし ○あり	
	J I S 記号	－ －		－ －	
	速度制御方式	可変電圧可変周波数制御方式		可変電圧可変周波数制御方式	
	運転操作方式	※乗合全自動運転方式（S C）		※乗合全自動運転方式（S C）	

			○群乗合全自動方式（M S C） ○全自動群管理方式（G S S）	○群乗合全自動方式（M S C） ○全自動群管理方式（G S S）	○群乗合全自動方式（M S C） ○全自動群管理方式（G S S）		
	積載量		k g	k g	k g		
	最大定員		人	人	人		
	速度		m／m i n	m／m i n	m／m i n		
	停止箇所 （停止階）		箇所	箇所	箇所		
			（ ～ 階）	（ ～ 階）	（ ～ 階）		
	戸形式		枚 ○両引戸 ○片引戸	枚 ○両引戸 ○片引戸	枚 ○両引戸 ○片引戸		
	かごの内のり寸法		間口 m m	間口 m m	間口 m m		
			奥行き m m	奥行き m m	奥行き m m		
			高さ m m	高さ m m	高さ m m		
	有効出入口寸法		幅 m m	幅 m m	幅 m m		
			高さ m m	高さ m m	高さ m m		
	電源		動力 AC60H z 3Φ200V	動力 AC60H z 3Φ200V	動力 AC60H z 3Φ200V		
電灯 AC60H z 1Φ100V			電灯 AC60H z 1Φ100V	電灯 AC60H z 1Φ100V			
電動機容量（参考）		k W	k W	k W			
意 匠 仕 様	乗 場	三方枠					
		幕板					
		扉					
		インジケーター					
		乗場ボタン					
		敷居					
		遮煙性能付乗場戸	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無		
		その他					
	か ご	天井板					
		側板					
		扉					
		出入口柱					
		幅木					
		床					
		敷居					
		行先階ボタン					
		操作盤					
		インジケーター					
		換気装置					
		天井照明					
		非常通話装置					
		かご養生材	※有（○幕 ○シート） ○無	※有（○幕 ○シート） ○無	※有（○幕 ○シート） ○無		
		放送用スピーカー	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無		
		監視カメラ	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無		
		各階案内表示板	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無		
		行き先階ボタンの 登録済呼取消機能	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無		
		その他					
		付 加 仕 様	地震時管制運転		※有（※P 波 ※S 波）	※有（※P 波 ※S 波）	※有（※P 波 ※S 波）
			地震時管制運転中の「閉じ 込め時リスタート運転」機 能		※有	※有	※有
			火災時管制運転		※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
			・第2避難階着床制御		○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
			・自動/手動切替スイッ チ		○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
自家発時管制運転			○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無		
停電時救出運転			※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無		

	ピット冠水時管制運転	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	浸水時管制運転	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
	長尺物振れ管制運転	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
	監視盤（設置場所）			
	特定陪サービス切放機能	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
	ユニバーサルデザイン付加仕様	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
	・かご出入口検出装置	※多光軸式 ○光電式	※多光軸式 ○光電式	※多光軸式 ○光電式
	・凸文字ボタン	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	その他			